

# 資料編



## 1 策定経過

開催年月日	会議名等	内容
平成27年4月中旬 ～5月上旬	成田市男女共同参画社会に関する市民意識調査のアンケート調査票作成に際しての意見集約（郵送、メール）	
平成27年5月18日 ～6月2日	成田市男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施	
平成27年5月29日 ～6月17日	現施策事業の現状と見直しに関する調査	
平成27年7月15日	第1回 成田市男女共同参画計画推進懇話会	○第2次成田市男女共同参画計画の平成26年度事業実績について ○次期成田市男女共同参画計画策定について ○アンケート調査結果について
平成27年7月22日	第1回 成田市男女共同参画計画策定委員会検討部会	○第2次成田市男女共同参画計画の平成26年度事業実績について ○次期成田市男女共同参画計画策定について ○アンケート調査結果について
平成27年7月23日	第1回 成田市男女共同参画計画策定委員会	○第2次成田市男女共同参画計画の平成26年度事業実績について ○次期成田市男女共同参画計画策定について ○アンケート調査結果について
平成27年7月下旬 ～8月上旬	男女共同参画社会に関する事業所アンケート調査のアンケート調査票作成に際しての意見集約（郵送、メール）	
平成27年8月17日 ～8月31日	男女共同参画社会に関する事業所アンケート調査の実施	
平成27年10月13日	第2回 成田市男女共同参画計画推進懇話会	○事業所調査結果について ○第3次成田市男女共同参画計画の素案について ○パブリックコメントの実施について
平成27年10月21日	第2回 成田市男女共同参画計画策定委員会検討部会	○事業所調査結果について ○第3次成田市男女共同参画計画の素案について ○パブリックコメントの実施について

開催年月日	会議名等	内容
平成27年10月26日	第2回 成田市男女共同参画計画策定委員会	○事業所調査結果について ○第3次成田市男女共同参画計画の素案について ○パブリックコメントの実施について
平成27年11月4日 ～11月10日	計画素案確認修正調査	
平成27年12月18日 ～ 平成28年1月15日	第3次成田市男女共同参画計画 (素案) パブリックコメント	
平成28年1月27日	第3回 成田市男女共同参画計画推進懇話会	第3次成田市男女共同参画計画 (最終案) について
平成28年2月5日	第3回 成田市男女共同参画計画策定委員会 検討部会	第3次成田市男女共同参画計画 (最終案) について
平成28年2月10日	第3回 成田市男女共同参画計画策定委員会	第3次成田市男女共同参画計画 (最終案) について

## 2 成田市男女共同参画計画推進懇話会委員名簿

	委員氏名	選出区分	備考
1	依知川 典子	教育関係者	会長
2	諸岡 美枝子	地域社会づくり関係団体	
3	石井 富美江	地域社会づくり関係団体	
4	一色 赳夫	地域社会づくり関係団体	
5	滝澤 昌江	就労関係団体	
6	飯田 満子	就労関係団体	
7	櫻井 美恵子	福祉関係団体	
8	小森 栄子	保健関係団体	副会長
9	衣笠 洋子	公募による者	
10	星野 慎太郎	公募による者	
11	高仲 幸代	公募による者	
12	高田 順一	行政関係機関の職員	
13	宮崎 由紀男	行政関係機関の職員	
14	神山 金男	行政関係機関の職員	
15	大竹 誠司	行政関係機関の職員	
16	柏崎 賢	行政関係機関の職員	任期 H26.4.1～H27.8.31
	浦壁 拓郎		任期 H27.9.1～H28.3.31

### 3 成田市男女共同参画計画推進懇話会設置規則

平成6年1月27日  
規則第1号

(設置)

第1条 成田市男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進について意見及び助言を求めるため、成田市男女共同参画計画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 懇話会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 地域社会づくり関係団体
- (3) 就労関係団体
- (4) 福祉関係団体
- (5) 保健関係団体
- (6) 行政関係機関の職員
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、男女共同参画計画主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日規則第34号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月29日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月21日規則第3号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日規則第68号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。